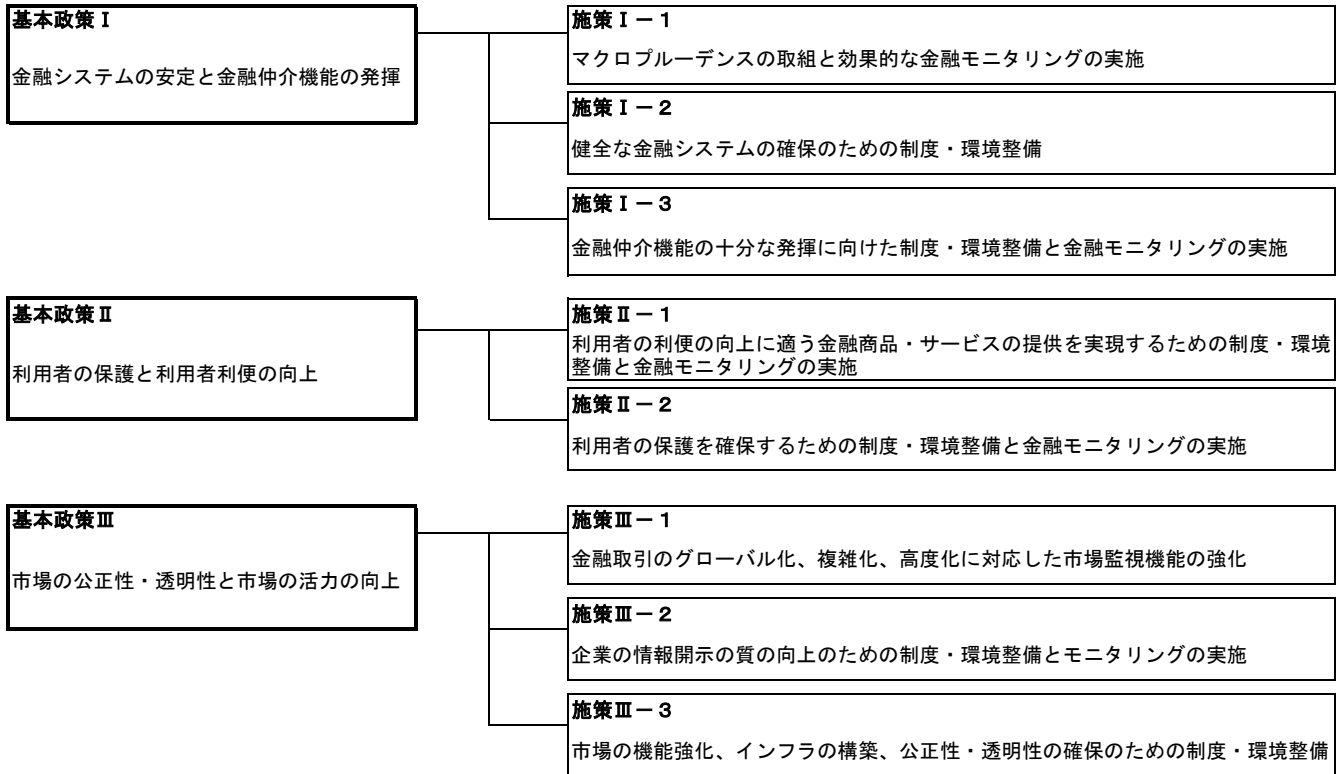


令和3年度実績評価書要旨

(評価対象期間: 令和3年4月～令和4年3月)

令和4年8月
金融庁

令和3年度金融庁政策評価実施計画（政策体系図）



<横断的施策>

- | |
|---|
| 施策 1
IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応 |
| 施策 2
業務継続体制の確立と災害への対応 |
| 施策 3
その他の横断的施策 |

<金融庁の行政運営・組織の改革>

- | |
|---------------------------------------|
| 施策 1
金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化 |
| 施策 2
検査・監督の見直し |
| 施策 3
金融行政を担う人材育成等 |

令和3年度における各施策の評価結果(要旨)

基本政策Ⅰ 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮

施策Ⅰ－１ マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施

【達成目標】

金融システムの安定性の維持及び金融機関の健全性の確保

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

金融システムの安定性を維持するため、金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析した。

また、金融機関の健全性を確保するための重要な取組として、金融行政方針に基づく金融モニタリングの実施や、金融機関に対する定期及び随時のヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢等の把握・検証を実施した。

施策Ⅰ－２ 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備

【達成目標】

金融システムの安定性確保のためのルール整備等及び預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

関係者と十分な対話を行った上で告示改正案を公表する等、バーゼルⅢの国内実施に向けた準備を進めたほか、名寄せデータの精度の維持・向上を図った。

しかしながら、バーゼルⅢの国内実施に関しては関連する告示、監督指針やQ&Aの更なる整備等や、保険会社に係る資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法についての検討等、引き続き取り組むべき課題がある。

施策 I - 3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と 金融モニタリングの実施

【達成目標】

金融機関が金融仲介機能を十分に発揮すること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

コロナの影響の長期化に加え、ウクライナ情勢等の影響が懸念される中、事業者の資金繰り支援等について、金融機関に対し累次にわたる要請を行った。

地域金融機関における経営改革に向けた取組について、丁寧に対話を行い、それぞれの取組を支援するとともに、ポストコロナを見据えた持続可能なビジネスモデルの確立に向けたガバナンスや金融仲介機能の発揮状況など金融機関の抱える課題に応じて、モニタリングを実施した。特に持続可能な収益性や将来にわたる健全性に課題のある金融機関とは、経営基盤強化に向けた実効性のある方策の策定・実行を促すため、個別の対話を行った。また、地域金融機関の抱える課題に応じて、経営トップをはじめとする金融機関各階層の職員や社外取締役との対話を実施した。

金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関における経営強化計画等の履行状況について、適切にフォローアップを実施し、半期毎にその内容を公表した（3年9月、4年3月）。また、計画の実施期間が終了した17金融機関が策定した新たな経営強化計画等を承認・公表した（3年9月）。さらに、金融機能強化法に基づく資金交付制度に係る実施計画を2件認定・公表した。

経営者保証ガイドライン及び特則の周知・広報を行い、積極的な活用を促した結果、3年度上期における、経営者保証に依存しない融資の割合は約30%（前年同期比+3.6%ポイント上昇）、代表者の交代時に新・旧経営者の双方から保証を徴求している割合は約4%（前年同期比-0.9%ポイント）となった。

各協会等に宛てて発出した要請文において、コロナによる影響の全容が見通し難いこと等を踏まえ、貸出条件緩和債権の判定に係る実抜計画の柔軟な取扱いも差し支えない旨を明確化し、この「柔軟な取扱い」についての基本的な考え方をQ&A形式で整理・公表した。

地域金融支援室・地域課題解決支援チームにおいて、地域課題解決に向けた各地域における「ダイアログ」の伴走支援、地域課題の解決に直接資する施策の共同企画・実施を進め、同チームのノウハウや把握事例等を展開した。その他、金融機関等の現場職員の間で、地域・組織を超えて事業者支援のノウハウを共有していく取組を支援した。

しかしながら、引き続き金融機関との間で深度ある対話を行い、金融機関による金融仲介機能の更なる発揮に向けた取組を促していく必要がある。

基本政策Ⅱ 利用者の保護と利用者利便の向上

施策目標Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施

【達成目標】

国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

金融事業者が「重要情報シート」を作成する際に参考になると思われる目線やベスト・プラクティスの例などをまとめた「重要情報シート」を作成・活用する際の手引きを公表した。また、各金融事業者における顧客本位の業務運営についての取組方針や取組状況等に関する報告について、比較可能性を高めた形で「金融事業者リスト」として掲載・公表を実施した。

また、NISA口座開設時におけるマイナンバーカード等の活用等について要望し、その結果、投資家がそのNISA口座の開設の有無等を自ら確認できるようにするための対応が行われることとなったほか、金融リテラシー向上のための取組として、金融経済教育に関する出張授業の実施や、資産形成等に関するシンポジウム等の開催、高校向け指導教材の作成、日本銀行等と連携した大学生等の若年層向けの金融経済に関する解説動画の作成などを行った。

さらに、障がい者等の利便性の向上に向けた取組として、各金融機関に対して、アンケート調査を実施した。また、成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とするため、各金融機関の後見制度支援預貯金及び後見制度支援信託の導入を引き続き促していくとともに、後見制度支援預貯金等の導入状況に係る調査の結果を公表した。加えて、金融機関の外国人顧客に対する金融サービスの利便性向上に向けた取組の推進に資するよう、外国人対応にかかる留意事項・取組事例を取りまとめて公表した。

施策目標Ⅱ－２ 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施

【達成目標】

金融サービスの利用者の保護が図られること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

金融サービスの利用者の保護の観点から、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点から、より優れた業務運営に向けたモニタリングや顧客本位の業務運営や顧客ニーズを踏まえた商品・サービスのあり方等への対応状況について対話を行うなど、利用者が安心して金融サービスを受けられるための環境整備等を進めた。

暗号資産交換業者のビジネスモデルを適切に把握し、利用者保護の観点から、ガバナンス・内部管理態勢等について、機動的かつ深度あるモニタリングを継続的に実施するとともに、検査・モニタリングを通じて、顧客の暗号資産及び個人情報の保護などを重点的に検証し、サイバーセキュリティ管理態勢の整備を促しました。また、無登録で暗号資産交換業を行っている疑いがある者に対し、警告を行ったほか、暗号資産に関する相談等の実態を踏まえ、政府広報やSNSを通じた利用者に対する注意喚起等を実施した。

そのほか「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正、貸金業者に対するヒアリング等を通じた実態把握や無登録業者による悪質な投資勧誘等について、警告書の発出・公表の実施を行った。

しかしながら、金融犯罪被害の防止に向けた金融機関の適切な態勢整備を引き続き促していく必要がある。

基本政策Ⅲ 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上

施策Ⅲ－１ 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化

【達成目標】

市場監視機能の強化を通じて、我が国市場の公平性・透明性の確保及び投資者保護に資すること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

フォワード・ルッキングかつ機動的な市場監視を行ったほか、市場規律の強化の観点から、具体的で分かりやすい情報発信や国内外の各機関等との連携強化に取り組んだ。

積極的・機動的に調査・検査を実施するとともに、重大で悪質な事案については、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応した。

証券モニタリングの適切な実施に加え、銀証ファイアーウォール規制の見直しに伴うモニタリングの在り方の検討を行った。また、市場公正性・透明性の確保等の観点から、複数の市場を前提とした実態や、問題の把握に努めた。

無登録業者による投資者被害の拡大を防止するため、裁判所への申立てに係る調査権限を積極的に活用するとともに、関係機関との間の連携を強化した。

デジタルフォレンジック技術の一層の向上及びシステム環境の高度化、幅広い視点を持った人材の育成に取り組んだ。

しかしながら、金融取引のグローバル化、複雑化、高度化等の環境の変化の中、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に資するため、中期活動方針等に基づく更なる市場監視機能の強化に引き続き取り組む必要がある。

施策Ⅲ－２ 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施

【達成目標】

企業の情報開示、会計基準・会計監査の質が向上すること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告を踏まえた対応、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」（令和3年度）における企業情報の開示のあり方についての検討、IFRSの任意適用企業の拡大等、企業等による情報開示の質の向上のための制度・環境整備に取り組んだ。

また、有価証券報告書レビューや「監査に関する品質管理基準」の改訂、IFIARへの積極的な貢献・海外監査監督当局との連携強化、監査法人のガバナンス・コードを踏まえて大手監査法人等が整備した態勢の実効性の検証等、適正な情報開示、会計監査の確保のための取組を行った。

さらに、監査法人等に対する適切な検査・監督、優秀な会計人材確保に向けた取組を実施した。

EDINETの稼働率については、目標値である99.9%以上を確保した。

施策Ⅲ－３ 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備

【達成目標】

市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

コーポレートガバナンス・コードの再改訂に関する広報活動を行い、上場企業に対して、取締役会の機能発揮、企業の中核人材の多様性の確保等の取組、内部監査部門と取締役・監査役との適切な連携等を促した。また、金融審議会に「ディスクロージャーワーキング・グループ」（3年度）を設置し、取締役会等の活動状況、人的資本への投資等に関する開示のあり方について検討をした。

資産運用会社等との間での対話を通じて、取組の状況を検証することで、運用力強化に向けた業務運営態勢の確立や運用パフォーマンスの「見える化」を図った。

拠点開設サポートオフィスで受け付けた相談に適切に対応した。

セミナー等イベントへの参加やウェブサイトの掲載情報の拡充等を通じて、国際金融機能の確立に向けた施策の情報発信を行った。

市場機能強化に向けて、3年6月に公表された「市場制度ワーキング・グループ」第二次報告を踏まえた法令・制度の整備を推進した。

財務の健全性や業務の適切性等に関する監督上の着眼点が示されている監督指針に基づき、清算・振替機関等に対して必要な監督を行った。また、清算機関、振替機関等の金融市場インフラは関係者の意見を適切に考慮した運営が求められるところ、その点の明確化等を図るための監督指針の改正について4年4月にパブリックコメントを実施することとした。

特定金融指標として指定したTORFについて、金融商品取引法に基づいて、3年10月に業務規程を認可した。TIBORについては、金利指標の頑健性向上に向けた全銀協TIBOR運営機関による取組をフォローアップし、議論に貢献した。また、特定金融指標の欧州域内利用に関しては、欧州委員会と、将来の安定的な利用を確保するための方策について協議を継続した。

（横断的施策）

施策1 IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応

【達成目標】

デジタル・イノベーションの進展等の環境変化の中で、金融システムの安定、利用者保護を確保しながら、イノベーションを促進しやすい環境を整備し、利用者利便の向上を図ること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

FinTechサポートデスク、FinTech実証実験ハブ及び金融機関システム・フロントランナー・サポートデスク（旧：基幹系システム・フロントランナー・サポートハブ）で受け付けた相談について、内容・ニーズに応じた的確に対応した。

FinTech Innovation Hubにおいて、最新のサービスや技術の動向を把握していくほか、金融分野におけるデータの利活用や課題について情報収集した。

金融サービスの提供に関する法律の施行及び施行後に向けた取組として、金融サービス仲介業者の登録、自主規制機関の認定及び金融サービス仲介業者への適切なモニタリングを行った。

金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の実施など、金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組を行った。

決済システムの高度化・効率化については具体的な検討を推進した。
クロスボーダー送金の改善に係るG20向け報告書を作成するなかで、国際的な議論に積極的に参画・貢献した。

金融業界における書面・押印・対面手続を前提とした業界慣行の見直しについて、アンケート調査等のフォローアップを実施した。

アカデミアとの連携強化によるデータ分析等を用いた学術的成果を得るための取組についても、金融行政上の重要な諸課題について、専門研究員等がデータ等を活用しつつ分析・研究を行うことを通じて、学術研究の発展に貢献するとともに、金融行政の高度化につなげた。

「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」において、デジタル化等への対応のあり方等について検討を進めた。

施策2 業務継続体制の確立と災害への対応

【達成目標】

大規模災害等発生時の金融システム全体（金融庁及び金融機関等）における業務継続体制の確立を図ること

近年における大規模な震災や豪雨等の自然災害及びコロナによる影響を受けた事業者等

の生活や事業の再建に資すること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

金融庁の業務継続計画等について、その実効性を検証したほか、政府防災訓練に参加するとともに、同計画等の実効性を検証するため、職員の安否確認訓練や関係機関との合同訓練等を実施した。

また、東日本大震災、3年7月以降の大雨に係る災害や4年福島県沖を震源とする地震などの自然災害への対応として、自然災害被災者債務整理ガイドライン（コロナ特則含む）の運用支援・周知広報を実施した。

さらに、被災者等を含めた金融サービス利用者からの金融機関との取引に関する相談等を随時受け付けた。

加えて、コロナの影響拡大を踏まえ、引き続き、金融庁における業務継続体制の整備・運用や、金融機関による事業者等支援の促進を積極的に実施した。

施策3 その他の横断的施策

【達成目標】

基本政策に横断的に関係する施策（「横断的施策-1」及び「横断的施策-2」に該当するものを除く）の実施により、金融行政の目標の実現（企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大）を図ること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

コロナを踏まえた金融安定性に関する影響分析や対応が進む中、ノンバンク金融仲介の強靱性向上に向けた取組の進捗報告書作成など、国際的に協調した取組に貢献した。また、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策強化のための暗号資産等に関する国際的なガイダンス策定に貢献したほか、アウトソーシング・サードパーティにおける規制監督上の論点に関する議論に貢献した。金融機関等のマネロン等対策の高度化に向けて、マネロン等対策に関する検査・監督を実施した。加えて、オンラインのコミュニケーションを活用し、アジア・新興国や先進国等との協力関係の強化等を行った。企業情報開示の質と量の向上、市場機能の発揮、金融機関の投融資先支援と気候変動リスク管理、国際的な議論への貢献を通じたサステナブルファイナンスの推進に取り組んだ。さらに経済安全保障上の対応について、関係機

関との連携を行った。

しかしながら、国内のサステナブルファイナンスの一層の推進に向けて必要な取組を進めるほか、引き続きマネロン等対策の強化に向けて取り組んでいく必要がある。

(金融庁の行政運営・組織の改革)

施策1 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化

【達成目標】

金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化を通じた金融行政の質の向上

【目標達成度】 B (相当程度進展あり)

【達成度の判断根拠】

金融行政の質を不断に向上させていく観点から、各種有識者会議の開催や外部評価を実施し、有識者等からの意見等を踏まえ施策を検討するなど、積極的に活用した。

金融庁の施策等の内容について、金融庁ウェブサイトやSNSを活用し、タイムリーかつ正確で、分かりやすい情報発信を行い、金融庁ウェブサイトへのアクセス件数は、4億801万件となった。また、金融庁公式Twitterアカウントにより1,521件のツイートを実施（前年度比43.2%増）したところ、16,012件リツイート（同32.5%増）され、結果としてフォロワー数は141,198アカウント（同11.6%増）、いいね数は21,110件（同20.4%増）となり、より幅広い層への情報発信ができた。

財務局とのさらなる連携・協働の推進のため、コミュニケーションの充実等を進めたほか、金融行政の政策実現に向けた効率的・効果的な業務運営について、金融庁と財務局が協働してさらなる検討を行った。

しかしながら、引き続き有識者等の意見・提言、批判等が継続的かつ的確に反映されるよう、各種有識者会議等を積極的に活用するほか、金融行政に関する広報の更なる充実に取り組んでいく必要がある。

施策2 検査・監督の見直し

【達成目標】

金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成する

ために、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度を更に高めるべく不断に改善を図っていくこと

【目標達成度】 B (相当程度進展あり)

【達成度の判断根拠】

検査・監督の手法の見直しに関して、これまで検討を進めてきた個別分野ごとの「考え方と進め方」及び重要な課題や着眼点等について整理・公表を行うなど、掲げた目標に向けて着実に取組みを進めてきた。

しかしながら、コロナの中での新たな課題への対応など、金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえて、検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善する必要がある。

施策3 金融行政を担う人材育成等

【達成目標】

全ての職員のやる気と能力を最大限に高め、金融行政を担う組織としての力を高めること

【目標達成度】 A (目標達成)

【達成度の判断根拠】

金融を巡る環境が大きく変化する中、金融行政そのものを進化させていくため、専門人材育成の枠組みのさらなる整備を行った。

また、全ての職員のやる気と能力を最大限に高め、金融行政を担う組織としての力を高める取組として、職員が主体性を発揮できる環境のさらなる整備や、業務のさらなる合理化・効率化、マネジメント力向上に向けた取組の継続・拡充を行った。